

春の清掃週間のお知らせ

期間：4月18日(月)～4月22日(金)

場所：自宅敷地内やその周辺

いよいよゴールデンウィーク。本格的な観光シーズンを迎えます。

村内を清掃してきれいな村にお客様を迎えましょう。

「清掃作業で出たごみは下記のとおり処分下さい」

○自宅敷地内のごみは分別後、指定ごみ袋をご利用ください。

○公共用地、道路、海浜等はボランティア用ごみ袋を用意いたしますので
総務・福祉課 福祉班までご連絡下さい。

平成26年10月より、座間味村ちゅら島づくり条例が施行されています。

住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

座間味村ちゅら島づくり条例より抜粋

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者等はその所有し、占有し、又は管理する土地の清掃活動その他必要な措置を講じなければならない。

平成28年4月14日

総務・福祉課 福祉班 高江洲

TEL：098-896-4045

